

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

<p>要望項目等</p>	<p>1 - ( 1 ) 「地域移行推進協議会」の構成や人選について</p> <p>厚生労働省は「地域移行推進協議会を設置することにより退院支援施設の評価と施設利用者の地域移行を図る。」と説明しているが、協議会の構成委員は、退院支援施設設置者が人選・任命及び運営するものであり、その必須配置者も示されていない。こうした設置者主導及び主体で設置し、構成する委員も曖昧な協議会が第三者的な機能を発揮することはできないと考えるが、道としてはどのように考えているのか。</p>
<p>道の考え方</p>	<p>退院支援施設を運営するに当たっては、「事業者は、利用者の地域生活移行の支援に当たって、利用者及びその家族、市町村職員、当該事業者以外の障害福祉サービス関係者、地域住民等利用者の地域生活移行を推進するための関係者により構成される協議会を設置すること。」とされています。</p> <p>また、「市町村は、地域移行推進協議会の運営が公正かつ円滑に運営されるよう助言等を行うこと。」とされていることから、設置者主導で第三者的な機能を発揮できないようなことにはならないと考えていますが、道としては地域生活移行の着実な推進を図るためにも、地域移行推進協議会の適切な設置及び運営について助言・指導等を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>平成19年3月30日付け障発第0330011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運営上の取り扱い等について」</p>
<p>担当グループ</p>	<p>自立支援グループ</p>

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

<p>要望項目等</p>	<p>1 - ( 2 ) 病院からの独立性の確保について</p> <p>厚生労働省は、「退院支援施設は、原則として病棟単位（フローア単 位）で転換するので独立性が保たれる。」と説明しているが、その後の確認では、「状況に応じては、食堂や風呂等の共同利用は可能。」とまで踏み込んだ見解を示している。こうした退院支援施設は、病院からの「独立性」ではなく「一体的運営の維持」であると考えるが、道としてはどのように考えているのか。</p>
<p>道としての考え方</p>	<p>原則的には、病棟単位に食堂、風呂等を設置することとなりますが、既存の建物で新たに食堂、風呂等を設置することが建物の構造上難しい場合は、例外として認める場合も想定されることから、共同利用は可能である旨、厚生労働省は説明したものであり、その例外の判断については、都道府県にゆだねるとの考え方を厚生労働省に確認をしています。</p> <p>道としては、病院からの独立性を確保することは大切なことと考えており、病棟との共同利用を例外的に認める場合においても、その事業者がどのように独立性を確保するか運営計画等を提出させるなどして、利用される方の地域移行が円滑に進められるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>担当グループ</p>	<p>自立支援グループ</p>

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>1 - ( 3 ) 退院支援施設からの退所について</p> <p>厚生労働省は、「退院支援施設の標準利用期間は2～3年。更新に当たっては審査会における審査を要件とす。」と説明しているが、併せて「退院支援施設で訓練を受けていたが、体調不良で一時入院して、快復後に退院支援施設に戻った場合は、新規利用として扱う。」と説明している。こうした状況は原則的に新規ではなく更新であり、これでは、病院と退院支援施設間の往復を助長すると危惧するが、道としてはどのように考えているのか。</p>
道としての考え方	<p>厚生労働省に確認したところ、「退院支援施設で訓練を受けていたが、体調不良で一時入院して、快復後に退院支援施設に戻った場合は、新規利用ではなく、あくまでも標準利用期間の範囲で利用することができる。」との考えが示されました。道としては、厚生労働省に対し、今後、文書で各都道府県に取扱いについて周知するよう依頼しているところです。</p>
担当グループ	自立支援グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

<p>要望項目等</p>	<p>1 - (4) 「退院支援施設入所者」と「精神障がい者の地域生活への移行目標値」について</p> <p>厚生労働省は、昨年9月には、退院支援施設入所者は「地域生活移行の途上にある者」ということになり、統計上の処理については、検討する」と説明していましたが、現在は、「退院支援施設は医療からはずれることとなるので、精神科病床入院患者数は減る。(社会的入院解消の前進)」と回答しています。道は、「北海道障がい福祉計画」で、『【入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への目標】として平成23年度末までに1,718人を目標値』としていますが、この目標値の人数に退院支援施設の利用者を含めることについてどのように考えますか。</p>
<p>道と考え方</p>	<p>北海道障がい福祉計画においては、障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に対応する計画として、各市町村において設定している目標値を積み上げて数値目標としています。</p> <p>道としては、「地域生活」とは、障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことと考えており、平成17年度に道が行った在院患者調査において、受入条件が整えば退院が可能と把握されている1,718人を地域生活への移行を目標とする人数として設定しています。</p> <p>いわゆる「退院支援施設」は、退院により、地域生活への移行に向けた訓練などを行う経過的な施設と承知しており、退院とはなるものの、道が目指そうとしている「地域生活」とは異なるものと考えており、それぞれの方々の状況に応じて、適切な支援が受けられ、安心して地域での生活ができるよう取り組んでいくことが大切であると考えています。</p> <p>このため、北海道障がい福祉計画の推進管理に当たっては、生活実態にも着目することとし、「退院支援施設」の利用状況についても併せて把握してまいりたいと考えています。</p>
<p>担当グループ</p>	<p>計画調整グループ</p>

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 1 ) 退院支援施設の取扱いについて</p> <p>退院支援施設については、精神障害者の社会的入院を解消して地域移行を推進する施策としては、極めて不適切なものであり、財政難の道が負担すべきではないと考え、実施しないことを要望するとともに、道としては「地域生活基盤の整備について」の事業の実施及び充実を進めることを要望する。</p>
道としての考え方	<p>道としては、精神障がいのある方々の地域移行を進めるに当たっては、北海道障がい福祉計画に基づき、地域の中に住まいの場や日中活動の場などを確保することが重要と考えています。</p> <p>なお、退院支援施設については、地域の実情や地域移行推進協議会の設置、地域移行に向けた取組方針などを確認の上、利用者の地域移行を進める観点から適切に判断してまいりたいと考えています。</p>
担当グループ	自立支援グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	2 - ( 2 ) - 社会的な入院を解消するために入院経験のある当事者及び当事者団体の構成員をピアサポーターとしてその解消を図るために活用する。
道としての考え方	<p>道においては、「北海道精神障害者地域生活支援事業」において、相談支援及び地域移行支援を実施することとし、ピアサポーターを配置しています。</p> <p>ピアサポーターはすべての北海道精神障害者地域生活支援センターに配置済みであり、社会的入院患者の地域移行に適切な支援を行うことができるよう取組を進めているところです。</p>
担当グループ	精神保健医療グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	2 - ( 2 ) - 病院で退院支援メニューとしてピアサポーターの活用と併せて外出訓練・グループホーム体験入居等の敷地外活動を実施する。
道としての考え方	<p>「北海道精神障害者地域生活支援事業」においては、対象者と信頼関係を構築しながら相談支援や必要な外出訓練等を行うこととしています。</p> <p>また、グループホーム体験入居等について、障害者自立支援特別対策事業のうちの「その他事業」として現在国に要望しているところであり、国からの採択を待って、実施を検討してまいります。</p>
担当グループ	精神保健医療グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 2 ) -</p> <p>精神障害者の地域生活移行のための支援施設及び精神障害者に対する差別と偏見を解消し「心のバリアフリー」を推進する拠点として、病院の敷地外のグループホームとケアホームの設置を進める。</p>						
道としての考え方	<p>道としては、障がいのある方々が地域の中で必要な支援を受けながら、地域の一員として生活をしていくことが大切と考えており、北海道障がい福祉計画に基づいて、グループホームやケアホームを積極的に整備してまいりたいと考えています。</p> <p>参考（北海道障がい福祉計画における整備の予定）</p> <table><tr><td>平成18年度</td><td>3,896人</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>4,481人（前年比585人増）</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>5,141人（" 660人増）</td></tr></table>	平成18年度	3,896人	平成19年度	4,481人（前年比585人増）	平成20年度	5,141人（" 660人増）
平成18年度	3,896人						
平成19年度	4,481人（前年比585人増）						
平成20年度	5,141人（" 660人増）						
担当グループ	自立支援グループ						



精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 2 ) -</p> <p>グループホーム及びケアホーム等の設置に当たって生じる地域社会の差別と偏見については、その問題を避けることなく道民意識の向上を図るための課題として、道の主管部局と当事者及び関係団体がその解消に向けた取り組みをともに進める。</p>
道の考え方	<p>グループホーム及びケアホーム等の設置にあたっては、地域住民の関心と理解を深めていくことが極めて重要であり、そのためには、精神障がいについての正しい知識を普及し、精神障がい者に対する社会的な誤解や偏見を取り除いていくことが必要です。</p> <p>これまでも保健所や市町村においては、地域住民の理解を深めるため、病気の理解・障がい者とともに生きるまちづくり・精神保健福祉ボランティアの役割というテーマで講演会や学習会を開催し、道民への普及啓発に取り組んでまいりましたが、なお、一層の推進を図るため、今回の特別対策事業における「精神障害者退院促進強化事業」を活用し啓発に向けたフォーラムの開催に取り組むこととしているほか、地域住民及び当事者・家族の相互学習（ピア・エジュケーション）を行うなど精神障がい者に対する理解を深める工夫を講じてまいりたいと考えています。</p> <p>今後とも、当事者の皆さんや関係団体の方々とも連携しながら、精神障がいのある方々の地域生活の実現に向けて、精神障がいに対する正しい知識の理解が進むよう施策を推進してまいりたいと考えています。</p>
担当グループ	精神保健医療グループ

## 精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 2 ) - 公営住宅の活用、民間アパートの保証人の確保など、住居の確保を進める。</p>
道と し て の 考 え 方	<p>精神障がい者の住宅の確保につきましては、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業において、一般住宅への入居を支援する「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」が、制度化されたところです。</p> <p>当事業では、入居手続きの支援や保証人が必要な場合の調整、また、公営住宅の単身入居に当たって求められる居住支援を行うこととなっていることから、道といたしましては、市町村における事業の実施状況について把握するとともに、それらの情報提供を通じ、事業の推進に努め、住居の確保を進めてまいります。</p> <p>《参 考》</p> <p>【北海道障がい福祉計画】（平成19年3月策定：北海道保健福祉部） 住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人が円滑に地域移行できるよう、グループホーム、ケアホームの計画的な整備を促進します。</li> <li>・ 障害のある人が居住可能な民間賃貸住宅の確保や公営住宅への障がい者の単身入居等が可能となるよう、居住サポート支援を活用した地域の居住支援体制の整備を進めます。</li> </ul> <p>【北海道住生活基本計画】（平成19年2月策定：北海道建設部） 障がい者の自立支援に向けた住宅供給の促進</p> <p>民間賃貸住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道では、「（仮称）北海道あんしん賃貸住宅登録制度」を構築・活用し、障がい者が安心して入居できる住宅を確保するため、障害者自立支援法に基づく指定相談事業者が行う居住サポート事業等と連携した仕組みづくりを進めます。</li> </ul> <p>公営住宅への単身入居の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅については、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進するとともに、障がい者が公営住宅への単身入居を希望する場合の地域の居住支援体制について必要な事項や障害者自立支援法に基づく居住サポート事業等と連携した仕組みを検討し、障がい者の入居に対応します。</li> </ul>
担当グループ	地域支援グループ

## 精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 2 ) -                  相談支援、権利擁護体制及び地域のネットワーク等を整備・充実し、地域生活を実現し維持できるための支援体制を確立する。</p>	
道としての考え方	<p>精神障がい者を含む「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現」のためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制づくりが急務であるとの認識に立ち、相談支援体制の構築を初めとする各種施策の充実に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>特に、権利擁護に関しては、関係機関と連携の上、成年後見制度の周知・活用の促進、さらには障がいのある人や障がい者問題についての正しい理解を深めるため、啓発資料の作成やセミナー・研修会の開催等を通じて、体制の充実に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>《参 考》</p> <p>【北海道障がい福祉計画】（平成19年3月策定：北海道保健福祉部）</p> <p>相談支援体制の確保（生活全般を支える相談支援体制の構築）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村を中心とするすべての障害者を対象としたワンストップの相談支援を実現するため、「障害者総合相談支援センター」事業の実施により市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、地域自立支援協議会の機能充実に努め、地域における関係機関のネットワークを構築します。</li> </ul> <p>権利擁護の推進（制度の利用促進）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人の中で、判断能力が十分でない人に対し、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービス利用援助の普及を図るとともに、成年後見制度の周知や活用を促進します。</li> <li>・ 市町村における成年後見制度利用支援事業の取組を促進します。 ほか</li> </ul>	
	担当グループ	地域支援グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	2 - ( 2 ) - 道の単独事業である重度心身障害者医療給付事業医療費助成制度に精神障害者も含める。
道としての考え方	重度心身障害者医療給付事業の対象者を精神障がい者の方々にも拡大することについては、事業主体である市町村の意向を伺うなど、検討を行ってきたところですが、平成20年4月に健康保険法の一部改正が施行されますことから、道単独事業である医療給付事業全体への影響について把握するなどしながら、引き続き検討を進めてまいります。
担当グループ	精神保健医療グループ

精神障害者の退院支援施設の実施に関する緊急要望について

保健福祉部障害者保健福祉課

要望項目等	<p>2 - ( 2 ) - 在宅福祉サービスの推進に関する方針及び数値目標は、今年3月に道が作成した「北海道障がい福祉計画」にも記載されているが、退院支援施設は、記載されていない。 道としては、この計画に基づく精神障害者施策を進めること。</p>
道としての考え方	<p>障害者自立支援法においては、障がいの種別にかかわらず、障がいのある方々が必要とするサービスが利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設や事業の再編を行ったものです。 こうしたことにより、これまで、施策が遅れていた精神障がいの方々に対する福祉サービスなどの推進が図られるものと考えています。</p> <p>北海道障がい福祉計画においては、障がいのある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、道内の各地域において、必要とされる支援を提供することができる相談体制やサービスの基盤整備を計画的に進めていくこととしているところです。</p> <p>特に、精神障がいの方々は、医療との連携が欠かせないことから、「精神保健福祉・医療施策の充実」として項目を立て、地域生活を支えるための推進に取り組んでいくこととしています。</p> <p>道としては、北海道障がい福祉計画に基づく着実な推進を図り、精神障がい者施策充実に努めてまいります。</p>
担当グループ	計画調整グループ